川崎都市計画総括図

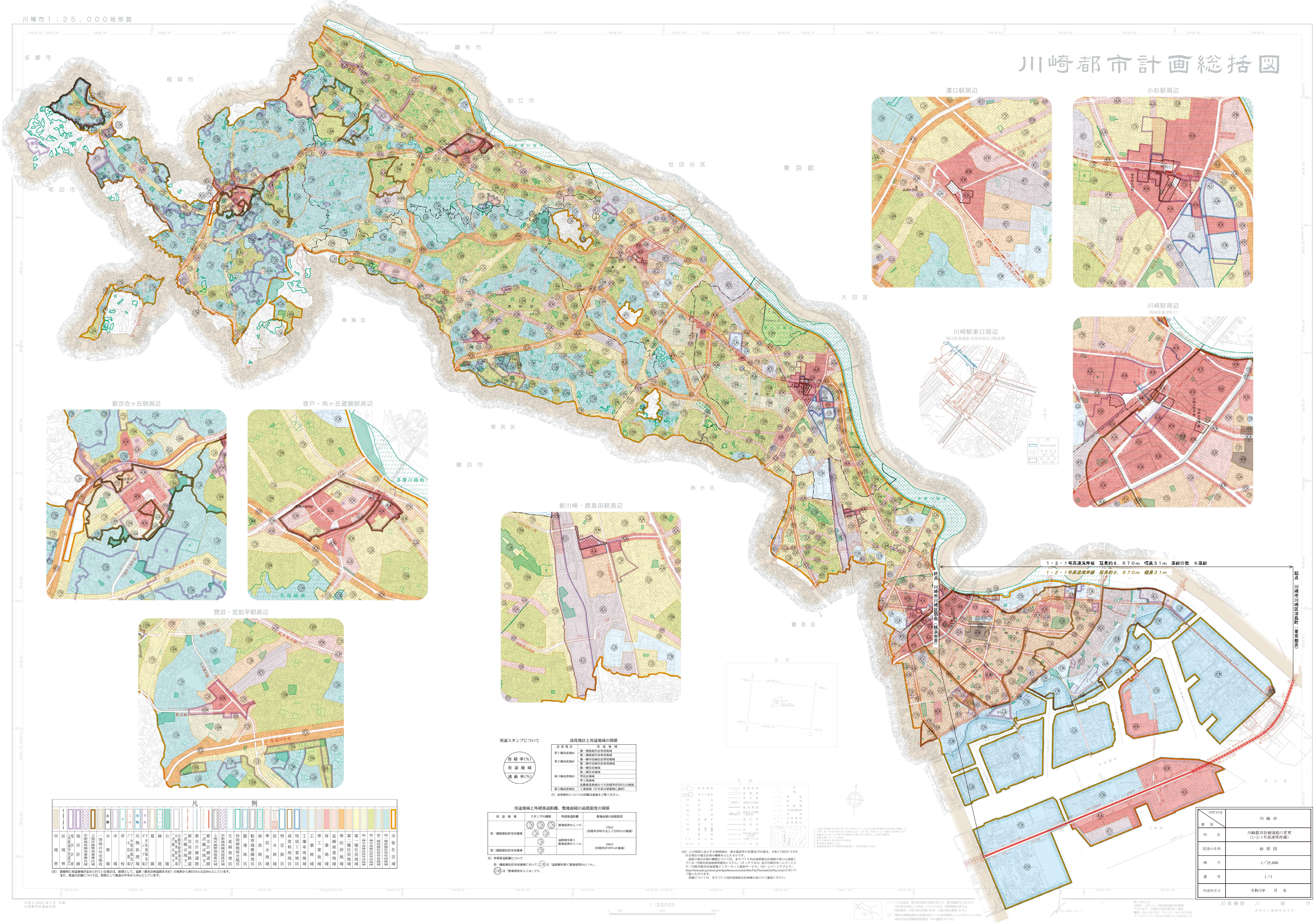

１・２・１号高速湾岸線　延長約８，６７０ｍ　幅員３１ｍ　車線の数　６車線

１・２・１号高速湾岸線　延長約８，６７０ｍ　幅員３１ｍ

終点　川崎市川崎区扇島（横浜市界）

起点　川崎市川崎区浮島町（東京都界）

凡　　例

- 市境界
- 区境界
- 地区計画（再開発等促進区）
- 地区計画
- 市街地再開発事業区域
- 土地区画整理事業区域
- 一団地の住宅施設
- 火葬場
- 市場
- 学校
- ごみ焼却場及びごみ処理場
- 汚物処理場
- 下水処理場及びポンプ場
- 墓園
- 緑地
- 公園
- 自動車駐車場及び自転車駐車場（点線は地下）
- 都市高速鉄道（点線は地下）
- 都市計画通路
- 都市計画道路（点線は地下）
- 土地区画整理促進区域
- 市街地再開発促進区域
- 生産緑地地区
- 特別緑地保全地区
- 臨港地区
- 駐車場整備地区
- 風致地区
- 準防火地域
- 防火地域
- 特定街区
- 高度利用地区
- 特別工業地区
- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域
- 商業地域
- 近隣商業地域
- 準住居地域
- 第二種住居地域
- 第一種住居地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 市街化区域

（注）路線的に用途地域が定められている場合は、原則として、道路（都市計画道路を含む）の境界から奥行25m又は50mとしています。
また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から50mとしています。

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	近隣商業地域のうち容積率が200％の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

注）高度地区についての詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離、敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	60 一低 30 60 一低 40 80 一低 40	敷地境界から１ｍ	125㎡ （容積率が60％もしくは80％の地域）
	80 一低 40 80 一低 50	道路側を除く 敷地境界から１ｍ	
	100 一低 50		100㎡ （容積率が100％の地域）
第二種低層住居専用地域	100 二低 50		

注）外壁後退距離について

第一種低層住居専用地域において、一低は「道路側を除く敷地境界から１ｍ」、
一低は「敷地境界から１ｍ」です。

（注）この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、令和５（2023）年3月31日現在の都市計画の概略を示したものです。

最新の都市計画の概略については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口に設置している「川崎市用途地域等案内システム」（タッチパネル）及び川崎市ホームページ上の「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」（ホームページアドレス：https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/Resource/module/Doc/CityPlan/infoCityPlan.html）においてご覧いただけます。

詳細については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口でご確認ください。

（1）「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）4都市基交測第199号・4都市基交著第125号」

（2）「横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成
横浜市地形図複製承認番号　令4建都計9116号」

市町村名／事項	川　崎　市
件　　名	川崎都市計画道路の変更 （1・2・1号高速湾岸線）
図面の名称	総　括　図
縮　　尺	1／25,000
番　　号	1／1
作成年月日	令和5年　　月　　日

計画機関　川　　崎　　市

許可なく複製を禁ずる

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画部都市計画課
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話：044-200-2720　ファクス：044-200-3969
メールアドレス：50tosike@city.kawasaki.jp

１：２５０００

令和５(2023)年３月　印刷
川崎都市計画総括図